

令和 8 年度

県単橋梁修繕工事

(岩山橋下り線補修工及び十余三第 3 橋耐震補強工)

特記仕様書

主要地方道成田松尾線 外

山武郡芝山町岩山 外

千葉県成田土木事務所

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2 0 1 6 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後 5 年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 1 0 0 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職

員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生する建設廃棄物は、以下のとおり処理すること。

廃棄物	処分場	住所	運搬距離
路盤廃材 (1工区岩山橋下り線)	有限会社林建材	香取市荒北字西 沢向 726-1	17.5km
A s 殻 (1工区岩山橋下り線)	株式会社石井興業	山武郡芝山町小 池字塙 1508-1	6.2km
舗装版切断排水処理 (1工区岩山橋下り線)	株式会社 T O A シブル	八千代市上高野 1728-5	28.6km
木くず(伐竹) (1工区岩山橋下り線)	株式会社 北総フォレスト	印西市岩戸 3541	27.6km
無筋C o 殻 (2工区十余三第3橋)	有限会社林建材	香取市荒北字西 沢向 726-1	20.5km

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 建設発生土

1工区(岩山橋下り線)で発生する土砂は、成田市磯部地先、片道運搬距離 20.3km にある一級河川利根川水系根本名川の残土置場に運搬するこ

と。また、盛土に使用する土砂については、運搬した発生土のほか、不足分は残土置場にある土砂を積み込み、運搬すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議すること。

第3条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中は、工事区間の前後及び必要な箇所に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。
3. 工事期間中における安全確保のため道路灯、バリケード等の保安施設を設置するものとする。
4. 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は下記のとおりとする。

作業区分	昼間作業	夜間作業	昼夜間作業
全工種 (1 工区岩山橋下り線)	2人以上		
全工種 (2 工区十余三第3橋)	2人以上		

なお、上記以外に交替要員として1人計上している。また、2工区（十余三第3橋）については、東関東自動車道水戸線の路肩規制を要することから、必ず交通誘導警備員は有資格者を1人以上配置すること。

5. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
6. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
7. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
8. 2工区（十余三第3橋）については、東関東自動車道水戸線の路肩規制

を要することから、施工計画書を作成し、事前に東日本高速道路株式会社関東支社千葉管理事務所と協議を行い、安全対策等を確定させるものとする。

なお、この協議に伴い、想定する規制により難しい場合は、土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）に基づき対応することとし、必要があれば、監督職員に協議すること。

第4条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第5条 工期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和9年3月25日限りとする。工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）	28日間

その他の作業不能日（車線規制を伴う工事に限る）	工期内での不稼働日は、令和 8 年 1 2 月 1 9 日から 令和 9 年 1 月 3 日（年末年始規制） 1 6 日間
-------------------------	--

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ） 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日： 4 2 日間／年間
- ロ） 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数： 5 日間／年間
（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去 5 か年（2020 年 1 月～2024 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
- 2． 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第 6 条 施工時期及び施工時間

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作 業 区 分	施 工 区 分
昼 間 作 業	全工種
夜 間 作 業	—
昼夜間作業	—

施工時間は、昼間作業は午前 8 時から午後 5 時までを予定している。なお、交通規制が伴う工事の道路使用許可の時間帯については、昼間作業は午前 9 時から午後 5 時までの予定である。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第 7 条 工事支障物件（占有物件等の費用負担）

本工事に関連する占有物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占有物件の管理者（企業）が処理するものとする。

第 2 章 材料

第 8 条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認をうけなければならない。

材 料 名	提 出	検 査		摘 要
		品 質	数 量	
流動化処理土	○			事前審査で認定されたもの以外
コンクリートキャンバス工法 (同等品以上の工法)	○			事前審査で認定されたもの以外
アスファルト舗装用骨材 及びフィラー	○			事前審査で認定されたもの以外
瀝青材料	○			事前審査で認定されたもの以外
せん断補強 R M A 工法 (同等品以上の工法)	○			事前審査で認定されたもの以外
その他	○			JIS認定品以外のものや事前審査で認定されたもの以外

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

第 3 章 施工

第 9 条 準備工

1 工区（岩山橋下り線）においては、転落防止柵撤去後、伐竹を実施すること。また、空洞状況を把握し、監督職員に報告すること。

なお、撤去した転落防止柵は、再利用することとし、施工後再設置すること。

2 工区（十余三第 3 橋）においては、桁下が東関東自動車水戸線のため、本仕様書第 3 条第 8 項のとおり、施工方法や安全対策（路肩規制）について東日本高速道路株式会社関東支社千葉管理事務所と協議し、この回答に従い路肩

の交通規制を行うこと。

第 10 条 施工調査

施工前に近接調査計測及び鉄筋探査を実施し、その結果を監督職員に報告すること。なお、コンクリート削孔時は、鉄筋探査の結果を反映し、鉄筋に干渉しないよう適切に施工すること。

なお、未達孔となった場合はポリマーセメント等により復旧することとし、監督職員に協議すること。

第 11 条 橋脚耐震補強

設計図面のとおり、施工すること。なお、鉄筋探査の結果で、鉄筋挿入のピッチ等の条件が変わる場合は、配置箇所を提案するほか、監督職員に協議すること。

第 12 条 土工

本現場は、構造物の損傷等に伴う表面排水不良や地下水位が高いこと及び湧水を起因として橋台法面の洗堀が見受けられることから、人力での施工を想定している。

なお、これにより難しい場合は、監督職員に協議すること。

第 13 条 構造物撤去

A2 橋台のウイング部において、洗堀（空洞）箇所があり、路面下空洞探査（表面波探査）を行った結果、路面下の緩みを確認した。そのため、床掘時は十分に注意しながら施工を行い、空洞状況を確認すること。

なお、構造物撤去から流動化処理土による充てんまでは、歩行者が寄らないよう安全対策を行うほか、車道側への影響がないことを十分に留意すること。

第 14 条 空洞充填

床掘後の空洞状況確認後、設計図面のとおり型枠を設置し、流動化処理土を流し、充填すること。なお、施工にあたっては、充填に必要な数量を把握した

後に施工すること。なお、施工管理にあたっては、監督職員と事前に協議を行い、施工計画書に添付すること。

第15条 法面工

A2橋台のウイング部充填完了後、盛土を行い、法面整形すること。なお、法面保護にあたっては、設計図面のとおり施工することとし、アンカーピンの配置については、十分に留意すること。

第16条 舗装工

1. 受注者は、施工にあたってアスファルト乳剤を施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。
2. 受注者は、アスファルト乳剤施工面に異常を発見したときは、その処置方法について、監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは7cm以下としなければならない。
4. 受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。
5. アスファルト混合物の種類

アスファルトコンクリートの種類は下表のとおりとする。

項 目	アスファルトコンクリートの種類
歩道部 表層	再生細粒度As (13mm) 、t=30mm

6. 石油アスファルト乳剤

石油アスファルト乳剤の種類及び使用量は下表のとおりとする。

用 途	種類及び記号	使用量 (L/m ²)	摘 要
表層 路盤 間	プライムコート PK-3	1.26	

第 4 章 その他

第 17 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事	・該当する ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない